○国土交通省告示第九百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年八月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－2025	一酸化炭素等発散防止装置　コマツ　ＳＡＡ４Ｄ９５Ｌ－６－Ｃ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：7.3kPa　吸入負圧：3.9kPa　排気圧力：8.0kPa	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第九百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年八月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤ２－47	運行記録計　ＤＥＮＳＯ　ＤＮ－ＤＴＧ－002	なし	株式会社デンソー　愛知県刈谷市昭和町一丁目１番地

○国土交通省告示第千号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年八月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＴＤ２－48	運行記録計　ｅ－Ｔａｃｈｏ　ＮＥＴ－380	なし	株式会社　ＮＰシステム開発　愛媛県松山市中央１丁目９－14
㊞ＴＤ２－49	運行記録計　ｅ－Ｔａｃｈｏ　ＮＥＴ－580	〃	〃

○国土交通省告示第千一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年八月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1111	一酸化炭素等発散防止装置　ホセキ　ＷＤＲ－ＣＰＳ４－ＴＪＷ20	吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：30.6kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：36.0kPa	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地

○国土交通省告示第九百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年八月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2637	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｍ60Ｔ３ＴＫＧ	三菱　ＴＫＧ－ＦＫ＊＊Ｆ	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号
㊞Ｇ－2638	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｍ60ＴＩＱＫＧ	三菱　ＱＫＧ－ＦＫ＊＊Ｆ、三菱　ＱＤＧ－ＦＴＫＧ－ＦＫ＊＊Ｆ、三菱　ＴＫＧ－ＦＫ＊＊ＦＹ	〃

○国土交通省告示第千二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年九月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1142	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ3414	いすゞ　ＱＰＧ－ＦＶＲ34＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊞Ｎ－1190	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ3416	いすゞ　ＱＰＧ－ＦＴＲ34＊＊、いすゞ　ＱＰＧ－ＦＴＳ34＊＊	〃

○国土交通省告示第千三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年九月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2639	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｍ60ＴＩＱＫＧ	三菱　ＱＫＧ－ＦＫ＊＊Ｆ、三菱　ＱＤＧ－ＦＴＫＧ－ＦＫ＊＊Ｆ、三菱　ＴＫＧ－ＦＫ＊＊ＦＹ	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号

○国土交通省告示第千四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十六年九月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－70Ｒ－010046	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡ　ＭＺＰ－１	無し	マルワ工業株式会社　愛知県春日井市松河戸町段下1333－３

○国土交通省告示第十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第１項の規定に基づき、平成二十六年七月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1142	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ3414	いすゞ　ＱＰＧ－ＦＶＲ34＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊞Ｎ－1190	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ3416	いすゞ　ＱＰＧ－ＦＴＲ34＊＊、いすゞ　ＱＰＧ－ＦＴＳ34＊＊	〃